

総行マ第48号
総行住第34号
令和8年3月19日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長

総務省自治行政局長
(公印省略)

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等の一部改正について（通知）

今般、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）、公的個人認証サービス事務処理要領（平成16年1月5日付け総行自第1号通知）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしました。

各都道府県におかれては内容を承知の上、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 改正内容

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領、公的個人認証サービス事務処理要領及び住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

なお、主な改正点は以下のとおりである。

- 1 「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえ、DV等支援措置を受けているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合において、住所地市町村長から回答書を当該居所に直接送付することが可能であることを明記すること
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）等により、氏名の振り仮名（旧氏記載者にあつては、氏名の振り仮名及び旧氏の振り仮名）が改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月26日。以下「第4号施行日」という。）以降、個人番号カード及び署名用電子証明書の記載・記録事項に追加されることを踏まえ、必要な規定を整備すること
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和8年デジタル庁・総務省令第6号）等により、ローマ字氏名を

個人番号カードに記載等することが可能となることを踏まえ、必要な規定を整備すること

- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（令和8年デジタル庁・総務省令第6号）」により、生年月日の西暦記載を個人番号カードに記載することが可能となることを踏まえ、必要な規定を整備すること
- 5 申請者が暗証番号を設定することが困難であると認められる場合等において、住所地市町村長が本人に代わって暗証番号を入力することができる旨を明記し、必要な規定を整備すること
- 6 電子証明書の写し等については、統合端末において再度印刷が可能であることから、市町村での保存を不要とすること

第2 実施期日

この通知は、令和8年3月19日から実施する。ただし、別添の新旧対照表において二重傍線が付されている箇所並びに個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3-1及び第7-2-エに示す様式については、第4号施行日から実施する。

第3 留意事項

- ・ 第4号施行日以降に電子証明書を更新する際、住民票に振り仮名が記載されており、個人番号カード及び署名用電子証明書に振り仮名が記載・記録されていない場合は、システム上、電子証明書の更新に先立ち、券面記載事項の更新を行う必要があること。また、これにより券面記載事項の更新を行う場合は、その旨を申請者に伝えること。
- ・ 第4号施行日以降、住民票に氏名の振り仮名が記載されていない者から氏名の振り仮名又はローマ字氏名の記載等を求める旨の申請があった場合は、マイナンバーカードへ氏名の振り仮名又はローマ字氏名の記載等を行うことができないため、住民票への氏名の振り仮名記載が完了する時期の目途を伝えた上で、後日再度来庁いただくよう案内する等の対応が考えられること。
- ・ 「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」における検討結果等を踏まえ、個人番号カードの交付等の事務においては、事務負担軽減の観点から、記載様式の統合や簡素化を行うことが可能となっており、以下の点についてご留意いただきたい。
 - ① 転入又は転居を行う場合において、転入又は転居届に個人番号カードの券面変更届出及び電子証明書の発行申請を行う旨を記載することにより、券面変更届出や電子証明書の更新申請書の提出に代えることが可能であること。なお、本改正において、住民基本台帳事務処理要領における、住民異動届の様式例を改訂しているところ、適切にご活用いただきたい。
 - ② 電子証明書の暗証番号再設定申請書と更新申請書については、両者を統合した様式を新たに作成しているため、事務処理負担低減の観点から適切にご活用いただきたいこと。

- ③個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に定めのある以下の届出については、同時に提出する別の届出等に申請の意思を記載することで、届出の提出に代えることが可能であること。
- (1)個人番号カードの返納届（例：個人番号の漏洩等により個人番号の変更を求める際に既に交付を受けている個人番号カード（旧カード）を返納する場合、新たな個人番号カード（新カード）の再交付申請書に返納の意思を記載することで足りる。）
- (2)通知カードの紛失届（例：通知カードの所有者が新たに個人番号カードの交付を受ける場合、新カードの交付申請書に紛失した旨を記載することで足りる。）
- ④その他各種様式についても、政省令に規定のある記載事項を備える限り、市町村の判断において統合することに差し支えないこと。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課
吉田係長、杉浦主査、西島官
03-5253-5517（直通）
総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室
渡邊係長、板倉官、松本官
井上係長、市川官、牧村官
03-5253-5366（直通）